

2026

4/5

No.909

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

- 日本年金機構
 - ・ 資格取得時のご本人確認の徹底のお願い
 - ・ 令和8年4月から国民年金保険料額、年金額が改定されました
- 全国健康保険協会 佐賀支部
 - ・ 協会けんぽの健診がさらに手厚く、新しくなります！
 - ・ 生活習慣病予防健診・人間ドック健診のご案内
- 佐賀労働局
 - ・ 令和8（2026）年度 雇用保険料率のご案内
- 佐賀県社会保険協会
 - ・ 社会保険事務講習会のご案内
 - ・ 令和8年3月分（4月納付分）からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表
 - ・ 年金出張相談窓口のご案内
 - ・ 令和8年度社会保険協会費請求書をお送りしています



■株式会社 村岡総本舗本店と村岡総本舗羊羹資料館

会員事業所 information

村岡総本舗

～ 菓子作りはゴールのない道 ～

詳しい情報は
こちらから⇒



菓子づくりは村岡総本舗の永遠のテーマです。菓子は人の心に夢と希望を与えるものとして、古来食の歴史の中で大きな役割を果たしてきました。羊羹業をはじめた明治32(1899)年、今より百年以上前から羊羹づくり、菓子づくりがゴールのない道としてこれまで続き、伝統製法の「切り羊羹」を守り続けています。

また、羊羹のグレードや製法により、小豆、砂糖、寒天を使い分けることや、工夫をこらした自家製餡など羊羹和菓子の専門店として多くの方に愛されております。近年は「シベリア」「カシューナッツ羊羹」といった人気商品も注目を浴びております。おいしい羊羹・和菓子には人々を笑顔にする力があると信じています。

小城本店に隣接している村岡総本舗羊羹資料館は、国の有形文化財に登録され、佐賀県から「22世紀に残す佐賀県遺産」に（隣接する本店建物とともに）指定されています。小城にお出かけの際は、弊社にもお立ち寄りいただければ幸いです。



所在地：佐賀県小城市小城町861 TEL：0952-37-3173

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL：0952-26-3171 FAX：0952-26-3377

URL：https://www.syahokyo-saga.or.jp/

佐賀県社会保険協会

検索



資格取得時のご本人確認の徹底のお願い

日本年金機構では、資格取得の一層の適正化に努めるため、事業主の方に資格取得時のご本人確認の徹底をお願いしています。



新たに採用する(被保険者となる)方

本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。基礎年金番号(※1)を記入する場合は、年金手帳もしくは基礎年金番号通知書に記載されている番号を左詰めでご記入ください。

個人番号または基礎年金番号の確認ができない場合

住民票で個人番号を確認し、運転免許証等により身元確認をお願いします。

資格取得届に個人番号を記入のうえ、ご提出ください。

〈本人確認ができる主なもの〉

運転免許証、マイナンバーカード(写真付きのもの)、旅券(パスポート)、在留カード、国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書(写真付きのもの)等(その他、本人確認の証明書については日本年金機構ホームページの「申請・届出様式」をご覧ください。)

※上記確認書類は有効期限内のものに限ります。

- (※1) ・日本に住所を有する20歳以上の方であれば、原則として基礎年金番号をお持ちです。
- ・20歳未満、外国人の方で、基礎年金番号をお持ちでない方は、必ず個人番号を記入したうえで、ご提出ください。

～60歳以上の方が退職後1日の間もなく再雇用された場合～

被保険者資格喪失届と被保険者資格取得届を同時に提出していただくことにより、再雇用された月から再雇用後の給与に応じた標準報酬月額に決定することができます。

以下の(1)と(2)の両方、又は(3)を添付のうえ提出してください。

- (1) 就業規則や退職辞令の写し(退職日が確認できるもの)
- (2) 雇用契約書(継続して再雇用された日が確認できるもの)
- (3) 退職日及び再雇用された日に関する事業主の証明書

※電子申請により提出される場合は画像ファイル(PDF形式・JPEG形式)による添付データとして提出してください。

～お詫び～ 2026「社会保険さが2/3月号」2頁の訂正について

2026「社会保険さが2/3月号」2頁の記載内容に誤りがございました。
ご迷惑をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。

《訂正箇所》2頁6行目 (誤) ※令和7年12月より 資格確認書等 の添付は不要となりました。



(正) ※令和7年12月より 健康保険被保険者証 の添付は不要となりました。

国民年金保険料額が改定されました

令和8年4月分から令和9年3月分までの国民年金保険料は、月額17,920円になりました。
納めた国民年金保険料は「社会保険料控除」として全額控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

国民年金保険料は金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、スマートフォン決済で納付できます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利で安心、お得な口座振替もあります。

保険料についてご不明な点がありましたら、お近くの年金事務所にお尋ねください。



お問い合わせ先

●各年金事務所 国民年金課

一般的な年金の加入に関するお問い合わせは

「ねんきん加入者ダイヤル」TEL 0570-003-004 (ナビダイヤル)をご利用いただけます。

令和8年4月から年金額が改定されました

令和8年度の年金額は、物価変動率(+3.2%)及び名目手取り賃金変動率(+2.1%)がともにプラスとなり、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るため、名目手取り賃金変動率を用いて改定されます。

また、マクロ経済スライドによる調整率(国民年金(基礎年金)-0.2%、厚生年金(報酬比例部分)-0.1%)により、令和8年度の年金額は、令和7年度から国民年金(基礎年金)が1.9%の引上げ、厚生年金(報酬比例部分)が2.0%の引上げとなります。

【年金額改定の例】

老齢基礎年金(40年間国民年金定額保険料を納付された方)

令和8年3月まで	令和8年4月から
831,700円(年額)	847,300円(年額) (s31. 4. 2生～)
829,300円(年額)	844,900円(年額) (～s31. 4. 1生)

※年金額改定通知書については、令和8年6月中旬頃送付予定です(一部の方については、令和8年5月に送付される場合もあります。)

お問い合わせ先

●各年金事務所 お客様相談室

一般的な年金相談に関するお問い合わせは

「ねんきんダイヤル」TEL 0570-05-1165 (ナビダイヤル)をご利用いただけます。

社会保険料
(国民年金保険料)は
納付期限内に
納付しましょう。

令和8年4月分 保険料の納付期限は令和8年6月1日(月)です。

令和8年5月分 保険料の納付期限は令和8年6月30日(火)です。

協会けんぽの健診がさらに手厚く、新しくなります!

1. 人間ドック健診に対する補助を開始

- 対象** 35歳～74歳の被保険者
- 補助額** 協会けんぽが最高25,000円補助します
- 内容** 一般健診の項目に検査項目がさらに追加され、当日の医師による健診結果説明や特定保健指導も含まれる総合的な健診です。



2. 生活習慣病予防健診の対象者を若年者へ拡大

- 対象** 20歳、25歳、30歳の被保険者
- 自己負担額** 最高2,500円
- 内容** 血液検査や尿検査などの一般的な検査に肺のがん検診を加えた若年者用の健診です。



3. 40歳以上の女性に骨粗しょう症検診を開始

- 対象** 一般健診・節目健診を受診する40歳～74歳の偶数年齢の女性被保険者
- 自己負担額** 最高1,390円
- 内容** 問診や骨の中にあるカルシウムやマグネシウム等の成分量を測定することで、骨粗しょう症の予防と早期発見を目的とした検診です。(単独受診はできません。)



生活習慣病予防健診・人間ドック健診のご案内

生活習慣病予防健診

対象者	35～74歳の被保険者	20.25.30歳の被保険者
自己負担額	最高5,500円 (協会けんぽ補助額: 最高14,135円)	最高2,500円 令和8年度から スタート!

人間ドック健診 (協会けんぽから補助が出る健診)

対象者	35～74歳の被保険者
協会けんぽ補助額	最高25,000円 令和8年度から スタート!

健診受診の流れ

- 1 受診を希望する健診機関に予約する
- 2 健診を受診する
- 3 健診結果を確認する

全国の協会けんぽが契約する健診機関で受診することができます。協会けんぽへの申込手続きは不要です。

受診当日は、マイナ保険証等※及び検査容器などを忘れずにお持ちください。
※保険資格の確認方法は、事前に健診機関へお問い合わせください。

生活習慣の改善が必要な方は「特定保健指導の利用」、要治療と判定された方は「医療機関の受診」をお勧めいたします。

健診実施機関等の一覧はこちら



協会けんぽ 健診機関



令和8年3月下旬頃、事業所宛てに『生活習慣病予防健診のご案内(リーフレット)』をお送りしています。申込手続きは健診機関への予約のみで簡単です。ぜひご利用ください。

協会けんぽ佐賀支部LINEのご登録はこちらから!
役立つ情報が満載です!

ID:@kenpo_saga



事業主・被保険者の皆さまへ

令和8(2026)年度 雇用保険料率のご案内

令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- ・ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5/1,000に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6/1,000に変更になります。）。
- ・ 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

<令和8年度の雇用保険料率>

（青字は変更部分）

事業の種類	負担者	事業主負担		雇用保険二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	②	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率		
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
(令和7年度)	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

（枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率）

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



令和8年度 社会保険事務講習会のご案内

『新規適用事業所・新任担当者のための基礎講座』

新規適用事業所及び社会保険事務担当初心者の方を対象に、社会保険の基礎をわかりやすく学びます。【初級編】

会場	日時	場所	講師
鳥栖	令和8年4月21日(火)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	島崎 恵理 社会保険労務士
鹿島	令和8年4月22日(水)	鹿島市生涯学習センターエイブル (鹿島市大字納富分2700-1)	中村 好江 特定社会保険労務士
唐津	令和8年4月23日(木)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)	吉村 多恵子 特定社会保険労務士
佐賀	令和8年4月24日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	横田 弘美 特定社会保険労務士

対象者 新規適用事業所および社会保険事務担当初心者の方

テキスト 令和8年度版 社会保険の事務手続

～学びのポイント～

- ・標準報酬月額の設定と改定
- ・保険料と被保険者期間
- ・健康保険の給付



● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

● 募集定員 佐賀…50名 鳥栖・唐津・鹿島…30名

● 参加費 **会員事業所は無料**
(但し、非会員事業所及び令和7年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

● 申込方法 **ホームページ**よりお申込み下さい。

佐賀県社会保険協会

🔍 検索



お申し込み後、登録されたメールアドレスに受講通知(申込完了)のメールが届きますので、講習会当日、メールの画面を印刷してご持参ください。

なお、定員が上限に達している場合や今年度の会費の入金が確認できない場合は、当協会よりご連絡いたします。

また、メールが届かない場合は、お手数ですが当協会までご連絡をお願いします。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

事務講習会お申し込み後、都合によりキャンセルされる場合は、早めにご連絡いただきますようお願いいたします。



令和8年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率：令和8年3月分～適用
 ・厚生年金保険料率：平成29年9月分～適用
 ・子ども・子育て支援金率：令和8年4月分(5月納付分)～適用
 ・介護保険料率：令和8年3月分～適用
 ・子ども・子育て拠出金率：令和2年4月分～適用

(佐賀支部)

(単位：円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料・介護保険料				子ども・子育て支援金		厚生年金保険料 (厚生年金基金加入員を除く)	
等級	月額			介護保険第2号被保険者 に該当しない場合		介護保険第2号被保険者 に該当する場合		令和8年4月分(5月納付分) から納付いただきます		一般、坑内員・船員	
				10.55%		12.17%		0.23%		18.300%※	
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	円以上	円未満	6,119.0	3,059.5	7,058.6	3,529.3	133.4	66.7		
2	68,000	63,000	73,000	7,174.0	3,587.0	8,275.6	4,137.8	156.4	78.2		
3	78,000	73,000	83,000	8,229.0	4,114.5	9,492.6	4,746.3	179.4	89.7		
4(1)	88,000	83,000	93,000	9,284.0	4,642.0	10,709.6	5,354.8	202.4	101.2	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	101,000	10,339.0	5,169.5	11,926.6	5,963.3	225.4	112.7	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,972.0	5,486.0	12,656.8	6,328.4	239.2	119.6	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	11,605.0	5,802.5	13,387.0	6,693.5	253.0	126.5	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	12,449.0	6,224.5	14,360.6	7,180.3	271.4	135.7	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	13,293.0	6,646.5	15,334.2	7,667.1	289.8	144.9	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	14,137.0	7,068.5	16,307.8	8,153.9	308.2	154.1	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	14,981.0	7,490.5	17,281.4	8,640.7	326.6	163.3	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	15,825.0	7,912.5	18,255.0	9,127.5	345.0	172.5	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	16,880.0	8,440.0	19,472.0	9,736.0	368.0	184.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	175,000	17,935.0	8,967.5	20,689.0	10,344.5	391.0	195.5	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	185,000	18,990.0	9,495.0	21,906.0	10,953.0	414.0	207.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	195,000	20,045.0	10,022.5	23,123.0	11,561.5	437.0	218.5	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	210,000	21,100.0	10,550.0	24,340.0	12,170.0	460.0	230.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	230,000	23,210.0	11,605.0	26,774.0	13,387.0	506.0	253.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	250,000	25,320.0	12,660.0	29,208.0	14,604.0	552.0	276.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	270,000	27,430.0	13,715.0	31,642.0	15,821.0	598.0	299.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	290,000	29,540.0	14,770.0	34,076.0	17,038.0	644.0	322.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	310,000	31,650.0	15,825.0	36,510.0	18,255.0	690.0	345.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	330,000	33,760.0	16,880.0	38,944.0	19,472.0	736.0	368.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	350,000	35,870.0	17,935.0	41,378.0	20,689.0	782.0	391.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	370,000	37,980.0	18,990.0	43,812.0	21,906.0	828.0	414.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	395,000	40,090.0	20,045.0	46,246.0	23,123.0	874.0	437.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	425,000	43,255.0	21,627.5	49,897.0	24,948.5	943.0	471.5	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000	455,000	46,420.0	23,210.0	53,548.0	26,774.0	1,012.0	506.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	485,000	49,585.0	24,792.5	57,199.0	28,599.5	1,081.0	540.5	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	515,000	52,750.0	26,375.0	60,850.0	30,425.0	1,150.0	575.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000	545,000	55,915.0	27,957.5	64,501.0	32,250.5	1,219.0	609.5	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000	575,000	59,080.0	29,540.0	68,152.0	34,076.0	1,288.0	644.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000	605,000	62,245.0	31,122.5	71,803.0	35,901.5	1,357.0	678.5	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000	635,000	65,410.0	32,705.0	75,454.0	37,727.0	1,426.0	713.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000	665,000	68,575.0	34,287.5	79,105.0	39,552.5	1,495.0	747.5	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000	695,000	71,740.0	35,870.0	82,756.0	41,378.0	1,564.0	782.0		
37	710,000	695,000	730,000	74,905.0	37,452.5	86,407.0	43,203.5	1,633.0	816.5		
38	750,000	730,000	770,000	79,125.0	39,562.5	91,275.0	45,637.5	1,725.0	862.5		
39	790,000	770,000	810,000	83,345.0	41,672.5	96,143.0	48,071.5	1,817.0	908.5		
40	830,000	810,000	855,000	87,565.0	43,782.5	101,011.0	50,505.5	1,909.0	954.5		
41	880,000	855,000	905,000	92,840.0	46,420.0	107,096.0	53,548.0	2,024.0	1,012.0		
42	930,000	905,000	955,000	98,115.0	49,057.5	113,181.0	56,590.5	2,139.0	1,069.5		
43	980,000	955,000	1,005,000	103,390.0	51,695.0	119,266.0	59,633.0	2,254.0	1,127.0		
44	1,030,000	1,005,000	1,055,000	108,665.0	54,332.5	125,351.0	62,675.5	2,369.0	1,184.5		
45	1,090,000	1,055,000	1,115,000	114,995.0	57,497.5	132,653.0	66,326.5	2,507.0	1,253.5		
46	1,150,000	1,115,000	1,175,000	121,325.0	60,662.5	139,955.0	69,977.5	2,645.0	1,322.5		
47	1,210,000	1,175,000	1,235,000	127,655.0	63,827.5	147,257.0	73,628.5	2,783.0	1,391.5		
48	1,270,000	1,235,000	1,295,000	133,985.0	66,992.5	154,559.0	77,279.5	2,921.0	1,460.5		
49	1,330,000	1,295,000	1,355,000	140,315.0	70,157.5	161,861.0	80,930.5	3,059.0	1,529.5		
50	1,390,000	1,355,000		146,645.0	73,322.5	169,163.0	84,581.5	3,197.0	1,598.5		

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(10.55%)と子ども・子育て支援金率(0.23%)に介護保険料率(1.62%)が加わります。

◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。

35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。

◆令和8年度の全国健康保険協会の任意継続被保険者における標準報酬月額の上限は、320,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

(注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与に係る保険料額

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。

また、標準賞与額の上限は、健康保険、介護保険及び子ども・子育て支援金は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は年間150万円となります。

○子ども・子育て拠出金

事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくこととなります。(被保険者の負担はありません。)

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となります。

《出張相談【予約制】》

出張相談所	開設日・相談時間	4月	5月	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	1日・15日	20日	佐賀年金事務所 0952-31-4191
	第2・4火曜日 10:00～16:00	14日・28日	12日・26日	
伊万里市役所	第1月曜日・毎週金曜日 9:30～15:30	3日・6日・10日 17日・24日	1日・8日・15日 22日・29日	唐津年金事務所 0955-72-5161
	第1・3火曜日 10:00～16:00	7日・21日	19日	武雄年金事務所 0954-23-0121
有田町役場	第2水曜日 10:00～15:00	8日	13日	

※年金事務所では予約による年金相談を受付けておりますので、希望される日の前日までに申込みください。

予約申込先

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890
(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は
☎03-6631-7521
(一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日)8:30～17:15
※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
ご連絡の際は、基礎年金番号か個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで
年金相談の時間延長 週初めの開所日 17:15～19:00
県内年金事務所の第2土曜日の休日相談については予約制です。
受付時間 9:30～16:00

令和8年度 社会保険協会費請求書をお送りしています。

- ▶▶▶▶ 払込取扱票は郵便局とコンビニエンスストアどちらでも払込みできます!!
- ▶▶▶▶ 令和8年6月末日までに納入いただきますようお願いします。



- ★令和8年度の会費の算定にあたっては、法人文書開示請求手続きにより日本年金機構から提供された令和7年9月時点の被保険者数情報により算定しています。
- ★令和8年4月1日時点で、会費の変更を伴う被保険者数の変動があった場合は、当協会までご連絡いただきますようお願いいたします。
- ★口座振替の事業所様については、「口座振替案内書兼ご請求書」をお送りしています。
- ★銀行振込の事業所様については、「ご請求書」をお送りしています。

令和8年度版「社会保険の事務手続き」を送付します。

- ▶▶▶▶ 送付等スケジュール ～～お早めの納入をお勧めします～～

令和8年度会費納入時期等	送付等の時期	備考
4月事務講習会参加事業所	講習会において配付	講習会テキストとして使用
4～5月納入口座振替(4/27引落)	5月末～6月上旬	6/7月号広報誌と同時送付
6月以降納入	会費納入確認後、随時	

